

事務総局会議（第4回）議事録

日時	平成31年2月5日（火）午前10時00分～午前10時05分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、福家刑事局第一課長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	平成31会計年度における協議会等開催計画について 村田総務局長説明（資料）
結果	◎了承

秘書課長 徳岡 治

(中央協議会等)

平成31会計年度における協議会等開催計画

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官、所長会同	6月19日、 20日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月21日、 22日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月12日 (予備日: 3 月11日, 1 3日)	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月4日、 3月5日 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月14日	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月7日	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月23日、 24日	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月9日、 10日	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐 のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月13日、 14日	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐 のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月11日、 12日	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	1月22日、 23日	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月9日、 10日	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官、同課課長補佐又は 同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月13日、 14日	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官、同課課長補佐又は 同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
14	民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せ	11月28日	1日	1 民事執行事件の運用上考慮すべき事項について 2 自然人破産事件及び個人再生事件の増加に備えた手続運営上の工夫並びに倒産事件における運用改善の取組について	1 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松各地裁の執行・倒産担当の裁判官各1人 (執行事件と倒産事件を担当している部が異なる場合には、2人とすることができる。) 2 1の各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官各1人 3 1の各地裁の総括執行官各1人	民事局	約41人
15	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月24日	1日	1 調停制度の在り方に關し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	58人

配布資料

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
16	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月17日	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人
17	後見関係事件事務打合せ	7月3日	0. 5日	後見関係事件の運用に関する連絡協議	1 高裁の民事次席書記官 1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長 1名	家庭局	40人

平成31会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	総務課長等協議会	12月～翌年2月	1日	総務事務全般に関する諸問題	1 高地家裁総務課長 2 高地家裁文書企画官,高地家裁総務課課長補佐,専門官のうち高裁が相当と認めるもの	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	総務局	約118人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官(具体的な対象範囲は未定)	各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催)	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長,地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催)	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長,地家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	人事局	約130人
5	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	人事局	116人
6	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	経理事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長,地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	経理局	110人
7	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に際し、考慮すべき事項	高裁の会計課長及び地家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	経理局	61人
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に際し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官,民事調停委員,司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定 (原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
13	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 (9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に際し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
14	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に關し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
15	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0. 5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に關し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	民事事件担当裁判官等協議会	10月～11月	1日	1 民事訴訟手続のIT化を通じ、裁判の質を向上させるために序として取り組むべき課題 2 争点中心の審理という理念を具体化した審理の在り方についての共通認識を確立するために序として取り組むべき課題	1 全地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官1名及び陪席裁判官(右陪席又は左陪席)(うち1名はPTメンバーとする。) 2 全地方裁判所の首席書記官又は次席書記官 3 各ブロックの高等裁判所の裁判官1名、首席書記官	(合同開催) 東京(東京、仙台) 大阪(大阪、広島) 名古屋(名古屋、札幌) 福岡(福岡、高松)	民事局	166人
19	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 裁判員制度の運用に關し考慮すべき事項 2 刑事訴訟法の運用について	高・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	68人
20	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
21	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	0. 5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
22	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定)	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (4月～翌年3月)	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
24	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁(東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)	刑事局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
25	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局	各高裁で決定
26	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定(7月～翌年3月)	0. 5日	1 保護観察の実情について 2 その他	地裁の裁判官(支部を含む)及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
27	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	10月～12月	1日	1 刑事事件の適用に關し考慮すべき事項 2 その他	刑事事件担当の簡易裁判所判事、開催地所在の地裁判事	(合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	108人
28	検察審査会事務局長研究会	6月～10月	0. 5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	50人
29	労働審判員研修会	各地裁で決定 (4月～6月)	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
30	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
31	知的財産権訴訟研究会	10月～12月	0. 5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人
32	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	10月～12月	0. 5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
33	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定(原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事調停委員研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
36	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
37	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（4月～翌年3月）	1日～2日	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
38	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定（4月～翌年3月）	1日～2日	少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
39	新任参与員研修会	各家裁で決定（1月～3月）	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準する参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
40	参与員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
41	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	1 家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項 2 首席家庭裁判所調査官の執務に関し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) ※予定 東京（東京、仙台） 大阪（大阪、札幌） 名古屋（名古屋、高松） 福岡（福岡、広島）	家庭局	50人
42	家事事件担当裁判官等協議会	各高裁で決定（1月～2月）	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	各高裁（一部合同開催） 東京 大阪 名古屋 広島（広島、高松） 福岡 仙台（仙台、札幌）	家庭局	各高裁で決定

事務総局会議（第5回）議事録	
日時	平成31年2月12日（火）午後2時00分～午後2時42分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、澤村家庭局第一課長、徳岡秘書課長兼広報課長、村上情報政策課参事官、石井審議官、長崎審議官、横山総務局第二課長
議事	<p>1 傍受の原記録の取扱いに関する規程の一部を改正する規程について 安東刑事局長説明（資料第1）</p> <p>2 家事事件手続規則の一部を改正する規則について 澤村家庭局第一課長説明（資料第2）</p> <p>3 特別養子制度の見直しに関する要綱案の取りまとめについて 澤村家庭局第一課長説明</p> <p>4 戸籍法の改正に関する要綱案の取りまとめについて 澤村家庭局第一課長説明</p> <p>5 会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案の取りまとめについて 門田民事局長説明</p> <p>6 公益信託法の見直しに関する要綱案の取りまとめについて 門田民事局長説明</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3, 4, 5, 6
秘書課長 徳岡 治	

(平成31.2.12総刑印)

傍受の原記録の取扱いに関する規程の一部を改正する規程について

<配付資料目録>

- 1 傍受の原記録の取扱いに関する規程の一部を改正する規程案
- 2 傍受の原記録の取扱いに関する規程の一部を改正する規程制定理由
- 3 傍受の原記録の取扱いに関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(平成三一・二・一一総刑印)

最高裁判所規程第 号

傍受の原記録の取扱いに関する規程の一部を改正する規程

傍受の原記録の取扱いに関する規程（平成十二年最高裁判所規程第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「傍受の原記録」を「傍受の原記録等」に改める。

第一条中「事務」の下に「並びに対応変換符号の引継ぎ、保管、仮出し及び廃棄に関する事務」を加える。

第八条を第十条とする。

第七条第一項中「速やかに傍受の原記録」の下に「（傍受の原記録に対応変換符号を用いなければ復元できない通信等が記録されている場合には、当該対応変換符号を含む。以下この条において同じ。）」を加え

、同条第三項中「傍受の原記録原簿」を「傍受の原記録等原簿」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「より傍受の原記録」の下に「（傍受の原記録に対応変換符号を用いなければ復元できない通信等が記録されている場合には、当該対応変換符号を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第八条とする。

第五条第一項中「傍受の原記録原簿」を「傍受の原記録等原簿」に改め、同条第二項中「傍受の原記録」の下に「又は対応変換符号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第七条とする。

2 保管物主任官は、係書記官から対応変換符号及び整理票の送付を受けた場合には、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載するとともに、整理票に認印して、これを係書記官に返還しなければならない。

第四条第一項中「傍受の原記録整理票」を「傍受の原記録等整理票」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(引継ぎ)

第六条 対応変換符号を作成した裁判所書記官その他の裁判所の職員は、これを係書記官に引き継ぐ。

2 前項の規定による引継ぎを受けた係書記官は、整理票に所要の事項を記載した上、これを対応変換符号とともに保管物主任官に送付しなければならない。

第三条中「及び保管物主任官」を「、保管物主任官及び前条の裁判所の職員」に改め、「傍受の原記録」の下に「又は対応変換符号」を加え、同条を第四条とする。

第二条中「前条」を「第一条」に、「及び保管物主任官」を「保管物主任官」に改め、「同じ。」の下に「及び対応変換符号を作成した裁判所書記官その他の裁判所の職員」を加え、同条を第三条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(定義)

第二条 この規程において「対応変換符号」とは、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）第九条第一号への規定により裁判所書記官その他の裁判所の職員が作成し、保管するものをいう。

附 則

この規程は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

理由

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）の施行に伴い、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第九条第二号ハの規定により作成された対応変換符号の引継ぎ等及びこれに関連する傍受の原記録の受入れ等に関する事務の取扱いを定める必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

傍受の原記録の取扱いに関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

傍受の原記録の取扱いに関する規程（平成十二年最高裁判所規程第七号）

新

旧

傍受の原記録等の取扱いに関する規程

(趣旨)

第一条 傍受の原記録の受入れ、保管、仮出し及び
廃棄並びに傍受の原記録の聴取及び閲覧並びにそ
の複製の作成に関する事務並びに対応変換符号の
引継ぎ、保管、仮出し及び廃棄に関する事務の取
扱いについては、他の法令に定めるもののほか、
扱いについては、他の法令に定めるもののほか、

傍受の原記録の取扱いに関する規程

(趣旨)

第一条 傍受の原記録の受入れ、保管、仮出し及び
廃棄並びに傍受の原記録の聴取及び閲覧並びにそ
の複製の作成に関する事務の取扱いについては、
他の法令に定めるもののほか、この規程の定める
ところによる。

この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 「この規程において「対応変換符号」とは、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第二百三十七号）第九条第一号への規定により裁判所書記官その他の裁判所の職員が作成し、保管するものをいう。」

(取扱者)

第三条 第一条に規定する事務は、原記録保管裁判官の下に配置された裁判所書記官（以下「係書記官」という。）、保管物主任官（押収物等取扱規程（昭和三十五年最高裁判所規程第二号）第三条に規定する保管物主任官をいう。以下同じ。）及び

(新設)

第二条 前条に規定する事務は、原記録保管裁判官の下に配置された裁判所書記官（以下「係書記官」という。）及び保管物主任官（押収物等取扱規程（昭和三十五年最高裁判所規程第二号）第三条に規定する保管物主任官をいう。以下同じ。）が

び対応変換符号を作成した裁判所書記官その他の裁判所の職員が、それぞれこの規程の定めるところにより取り扱うものとする。

るにより取り扱うものとする。

(取扱上の注意)

第四条 係書記官、保管物主任官及び前条の裁判所の職員は、第一条に規定する事務の取扱いを適正かつ迅速にするとともに、傍受の原記録又は対応変換符号が亡失し、損傷し、又は変質しないように注意しなければならない。

(受入れ)

第五条 傍受の原記録の受入れをすべき場合には、

係書記官は、その種類等を確認した後、最高裁判所が別に定める傍受の原記録等整理票（以下「整

(取扱上の注意)

第三条 係書記官及び保管物主任官は、第一条に規定する事務の取扱いを適正かつ迅速にするとともに、傍受の原記録が亡失し、損傷し、又は変質しないように注意しなければならない。

(受入れ)

第四条 傍受の原記録の受入れをすべき場合には、

係書記官は、その種類等を確認した後、最高裁判所が別に定める傍受の原記録整理票（以下「整理

理票」という。)に所要の事項を記載した上、これを傍受の原記録とともに原記録保管裁判官に提示し、整理票に認印を受けなければならない。

2 (略)

(引継ぎ)

第六条 対応変換符号を作成した裁判所書記官その

他の裁判所の職員は、これを係書記官に引き継ぐ。

- 2 前項の規定による引継ぎを受けた係書記官は、整理票に所要の事項を記載した上、これを対応変換符号とともに保管物主任官に送付しなければならない。

(保管)

票」という。)に所要の事項を記載した上、これを傍受の原記録とともに原記録保管裁判官に提示し、整理票に認印を受けなければならない。

2 (同上)

(新設)

(保管)

第七条 保管物主任官は、係書記官から傍受の原記録及び整理票の送付を受けた場合には、傍受の原記録の種類等を確認した上、最高裁判所が別に定める傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載するとともに、整理票に認印して、これを係書記官に返還しなければならない。

2 保管物主任官は、係書記官から対応変換符号及び整理票の送付を受けた場合には、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載するとともに、整理票

第五条 保管物主任官は、係書記官から傍受の原記録及び整理票の送付を受けた場合には、傍受の原記録の種類等を確認した上、最高裁判所が別に定める傍受の原記録原簿に所要の事項を記載するとともに、整理票に認印して、これを係書記官に返還しなければならない。

(新設)

に認印して、これを係書記官に返還しなければならない。

3 保管物主任官は、傍受の原記録又は対応変換符号を倉庫又はこれに代わる場所に他の物品等と区

2 保管物主任官は、傍受の原記録を倉庫又はこれに代わる場所に他の物品等と区分して施錠のでき

分して施錠のできる保管庫又はこれに準ずる容器に入れて保管しな
に入れて保管しなければならない。

(仮出し)

第八条 係書記官は、傍受の原記録の聽取若しくは
閲覧又はその複製の作成その他の事由により傍受
の原記録(傍受の原記録に対応変換符号を用いな
ければ復元できない通信等が記録されている場合
には、当該対応変換符号を含む。以下この条にお
いて同じ。)の仮出しをすべき場合には、原記録保管
保管裁判官の承認を受けた上、最高裁判所が別に定め
定める仮出票を保管物主任官に交付して引換えに傍受
傍受の原記録を受領しなければならない。

2・3 (略)

る保管庫又はこれに準ずる容器に入れて保管しな
ければならない。

(仮出し)

第六条 係書記官は、傍受の原記録の聽取若しくは
閲覧又はその複製の作成その他の事由により傍受
の原記録の仮出しをすべき場合には、原記録保管
裁判官の承認を受けた上、最高裁判所が別に定め
る仮出票を保管物主任官に交付して引換えに傍受
の原記録を受領しなければならない。

2・3 (同上)

(廃棄)

第九条 傍受の原記録の保管期間が満了した場合には、係書記官は、速やかに傍受の原記録（傍受の原記録に対応変換符号を用いなければ復元できない通信等が記録されている場合には、当該対応変換符号を含む。以下この条において同じ。）を廃棄しなければならない。

2 (略)

3 保管物主任官は、前項の傍受の原記録を係書記官に交付した場合には、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載しなければならない。

(聴取及び閲覧等)

第十条 (略)

(廃棄)

第七条 傍受の原記録の保管期間が満了した場合には、係書記官は、速やかに傍受の原記録を廃棄しなければならない。

2 (同上)

3 保管物主任官は、前項の傍受の原記録を係書記官に交付した場合には、傍受の原記録原簿に所要の事項を記載しなければならない。

(聴取及び閲覧等)

第八条 (同上)

(平成31. 2. 12)

配布資料目録

- 1 家事事件手続規則の一部を改正する規則案
- 2 家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定理由について
- 3 家事事件手続規則の一部を改正する規則新旧対照条文
- 4 家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱

理由

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）の施行に伴い、遺産の分割の審判の申立書の記載事項を拡充するとともに、特別の寄与に関する規定の整備をする必要がある。これがこの規則を制定する理由である。

家事事件手続規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）

新

目次

第一編（略）

第二編（略）

第一章（略）

第二章（略）

第一節～第十六節（略）

第十六節の二 特別の寄与に関する審判事件

旧

目次

第一編（同上）

第二編（同上）

第一章（同上）

第二章（同上）

第一節～第十六節（同上）

（新設）

(五百十六条の二)

第十七節～第二十一節 (略)

第十七節～第二十一節 (同上)

第三編・第四編 (略)

第三編・第四編 (同上)

附則

(遺産の分割の審判の申立書の記載事項等・法第百九十二条等)

（遺産の分割の審判の申立書には、次に掲百九十二条等）

第一百二条 遺産の分割の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、遺産の目録を添付しなければならない。

一・二 (略)

一・二 (同上)

三 遺産の一部の分割の有無及びこれがあるとき

(新設)

はその内容

四 民法第九百九条の二に規定する遺産の分割前

(新設)

における預貯金債権の行使の有無及びこれがあるときはその内容

2 (略)

(管理者による財産の目録の提出等の規定の準用

・法第二百条)

第一百四条 第八十二条の規定は法第二百条第一項の規定により選任された財産の管理者及び同条第四項において準用する法第二百二十五条第一項の規定により改任された財産の管理者について、第八十三条の規定は法第二百条第四項において準用する法第二百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第十六節の二 特別の寄与に関する審判事

2 (同上)

(管理者による財産の目録の提出等の規定の準用

・法第二百条)

第一百四条 第八十二条の規定は法第二百条第一項の規定により選任された財産の管理者及び同条第三項において準用する法第二百二十五条第一項の規定により改任された財産の管理者について、第八十三条の規定は法第二百条第三項において準用する法第二百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

件

(特別の寄与に関する処分の審判の申立書の記載)

事項・法第二百十六条の一等)

第一百六条の二 特別の寄与に関する処分の審判の
申立書には、次に掲げる事項を記載しなければな
らない。

一 特別の寄与の時期、方法及び程度その他の特
別の寄与の実情

二 相続の開始及び相続人を知つた年月日

(家事調停の申立て等・法第二百五十五条等)

第一百二十七条 家事調停の申立てについては第三十
七条から第四十一条まで及び第四十七条の規定を
、遺産の分割の調停の申立書については第一百二条

(新設)

(家事調停の申立て等・法第二百五十五条等)

第一百二十七条 家事調停の申立てについては第三十
七条から第四十一条まで及び第四十七条の規定を
、遺産の分割の調停の申立書については第一百二条

第一項の規定を、寄与分を定める処分の調停の申立書については同条第二項の規定を、特別の寄与に関する処分の調停の申立書については第百十六条の二の規定を、請求すべき按分割合に関する処分の調停の申立書については第百二十条の規定を準用する。

第一項の規定を、寄与分を定める処分の調停の申立書については同条第二項の規定を、請求すべき按分割合に関する処分の調停の申立書については第百二十条の規定を準用する。

家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱

この要綱は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）の施行に伴い、家事事件手続規則の改正が考えられる事項を整理したものである。

この要綱中、「法」とあるのは、家事事件手続法をいう。

1 遺産の分割の審判に関する改正

第102条第1項に次の2号を加えること。

三 遺産の一部の分割の有無及びこれがあるときはその内容

四 民法第909条の2に規定する遺産の分割前における預貯金債権の行使の有無及びこれがあるときはその内容

2 特別の寄与に関する処分の審判・調停に関する改正

(1) 特別の寄与に関する処分の審判の申立書の記載事項

第2編第2章第16節の次に次の一節を加えること。

第16節の2 特別の寄与に関する審判事件

(特別の寄与に関する処分の審判の申立書の記載事項・法第216条の2等)

第116条の2 特別の寄与に関する処分の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別の寄与の時期、方法及び程度その他の特別の寄与の実情

二 相続の開始及び相続人を知った年月日

(2) 特別の寄与に関する処分の調停の申立書への準用

第127条を次のとおり改めること（下線部が改正部分である。）。

第127条 家事調停の申立てについては第37条から第41条まで及び第47条の規定を、遺産の分割の調停の申立書については第102条第1項の規定を、寄与分を定める処分の調停の申立書については同

条第2項の規定を、特別の寄与に関する処分の調停の申立書について
は第116条の2の規定を、請求すべき按分割合に関する処分の調停
の申立書については第120条の規定を準用する。

3 その他の改正

第104条を次のとおり改めること（下線部が改正部分である。）。

第104条 第82条の規定は法第200条第1項の規定により選任された財産の管理者及び同条第4項において準用する法第125条第1項の規定により改任された財産の管理者について、第83条の規定は法第200条第4項において準用する法第125条第5項の規定による登記の嘱託について準用する。

事務総局会議（第6回）議事録

日時	平成31年2月19日（火）午前10時00分～午前10時22分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官、一場経理局総務課長
議事	<p>1 平成31年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 平成31年度高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について 村田総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について 村田総務局長説明（資料第3）</p> <p>4 民事調停委員、司法委員等に関する研修会・研究会の開催について 門田民事局長説明（資料第4）</p> <p>5 鑑定委員協議会の開催について 門田民事局長説明（資料第5）</p> <p>6 家事調停委員、参与員等に関する研修会・研究会の開催について 手嶋家庭局長説明（資料第6）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2</p> <p>◎ 了承 1, 3, 4, 5, 6</p>
記入欄	秘書課長 徳岡 治

事務総局会議資料第1
(2月19日開催)

平成31年度外国出張計画

出張

- | | |
|---|--------|
| 1 国際会議 | 合計 6人 |
| 1 国際商標協会 (INTA) 2019年次総会 (米国, 約1週間) 【行政局】 | 裁判官 1人 |
| 2 ミュンヘン国際特許法会議 2019 (ドイツ, 約3日間) 【行政局】 | 裁判官 1人 |
| 3 ワシントン大学CASRIP主催特許関係国際会議 (米国, 約3日間) 【行政局】 | 裁判官 1人 |
| 4 家族に関する法・政策・実務のための国際センター (ICFLPP) 主催の国際会議 (英国, 約1週間) 【家庭局】 | 裁判官 2人 |
| 5 米国家庭裁判所協会 (AFCC) 主催第56回総会 (カナダ, 約1週間)
【総合研修所】 | 一般職 1人 |

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催
について（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成31年6月19日（水）及び20日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
19日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9:00 ～ 12:00			
20日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第 号

平成31年 月 日

最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について
(通達)

平成元年3月22日付け最高裁総一第84号事務総長通達「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部を下記のように改正します。

記

別表「情報政策課」の項中 「情報処理第一係」を 「情報システム第一係」に改め、
「情報処理第二係」を 「情報システム第二係」に改め、
「情報システム第三係」に改め、
「統計システム係」を削り、同表「民事局」の「第二課」の項中「民事訴訟係」を
「民事訴訟係」に改め、同「第三課」の項中「執行手続係」を「執行・
民事訴訟IT化推進係」に改め、「民事訴訟IT化推進係」に改め、
「倒産手続係」を削る。

付記

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

事務総局会議資料 第4
(2月19日開催)

(平成31. 2. 19民二印)

民事調停委員、司法委員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 以下の各期日において、各地方裁判所の定める日
- ①につき、平成31年4月から同年7月までの間の2日及び必要がある場合には更に同年10月から同年12月までの間の2日
- ②につき、平成31年6月から平成32年3月までの間の1日
- ③から⑥までにつき、平成31年6月から平成32年3月までの間の1日～2日
- ⑦につき、平成32年1月から同年3月までの間の0.5日
- 3 場所 各地方裁判所の本庁、支部又は管内の簡易裁判所
- 4 研修会・研究会の名称等

番号	名称	研修事項・研究事項	出席者
①	新任民事調停委員研修会	(1) 調停制度のあらまし (2) 調停委員の基本的な役割と心構え、服務規律 (3) 利用者のニーズに応える調停運営の在り方 (4) 民事調停事件の処理につき必要な基礎知識	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者
②	新任民事調停委員ケース研究会	基本的な事例を題材とした模擬調停(事前評議、事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践)	新任民事調停委員研修会に参加した、各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者
③	民事調停委員研究会	(1) 民事調停委員としての基本姿勢 (2) 利用者のニーズに応える調停運営実現のために、民事調停委員に求められる役割 (3) 民事調停事件の処理に必要な応用的知識	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員で、任命後、実務を二、三年程度経験した者 各地方裁判所の定める人数
④	民事調停委員ケース研究会	応用的な事例を題材とした模擬調停(事前評議、当事者からの事情聴取、事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員 (既に民事調停委員研究会への

		実践)	参加経験のある者を主に対象) 各地方裁判所の定める人数
⑤	司法委員研究会	(1) 一般市民間の民事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 交通損害賠償事件の処理に関する諸問題 (3) 司法委員と裁判官の連携の在り方	各地方裁判所の司法委員候補者で、選任後、実務を1年以上経験した者。 各地方裁判所の定める人数
⑥	簡易裁判所民事実務研究会	(1) 事実認定、解決案(和解案)の策定、当事者の説得調整、これらの前提となる裁判官との充実した評議に関する諸問題 (2) 簡易裁判所の紛争解決機能を高めるための庁としての取組及びその課題	・ 研究会開催地にある簡易裁判所の民事事件担当の裁判官及び裁判所書記官 各地方裁判所の定める人数 ・ 各地方裁判所の司法委員候補者及び管内の各簡易裁判所の民事調停委員 各地方裁判所の定める人数
⑦	新任司法委員研修会	(1) 司法委員制度のあらまし (2) 司法委員としての役割と心構え、服務規律 (3) 司法委員として必要な民事訴訟事件の基礎知識	各地方裁判所において、平成32年1月1日付けで新たに選任された司法委員候補者及びこれに準ずる者

事務総局会議資料 第5
(之月ノタ日開催)

(平成31.2.19民二印)

鑑定委員協議会の開催について

- 1 主催 東京、大阪各地方裁判所
- 2 期日 平成31年6月から同年12月までの間の1日
- 3 場所 主催の各地方裁判所
- 4 協議事項 借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 主催の各地方裁判所の鑑定委員候補者 各地方裁判所の定める人数

事務総局会議資料 第6
(2月19日開催)

(平成31.2.19)

配布資料目録

家事調停委員、参与員等に関する研修会・研究会の開催について

(平成31.2.19家二印)

家事調停委員、参与員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 以下の各期日において、各家庭裁判所の定める日
①につき、平成31年4月から同年7月までの間の1日～2日
及び必要がある場合には更に同年10月から同年12月までの間の1日～2日
②から⑤までにつき、平成31年6月から平成32年3月までの間の1日～2日
⑥につき、平成32年1月から同年3月までの間の1日～2日
- 3 場所 各家庭裁判所の本庁又は支部
- 4 研修会・研究会の名称等

番号	名称	研修事項・研究事項	出席者
①	新任家事調停委員研修会	(1) 調停制度のあらまし (2) 調停委員の役割と心構え、服務規律 (3) 家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識 (4) 当事者対応における基本的留意事項 (5) 家事調停の運営における職種間連携の在り方 (6) その他家事調停事件の円滑な運営のために家事調停委員が留意すべき事項	各家庭裁判所の新任の家事調停委員及びこれに準ずる者
②	家事調停委員研究会	(1) 家事調停を取り巻く状況と手続運営上の留意点 (2) 家事調停と人事訴訟の連携の在り方 (3) 子の監護に関する処分事件の処理に関する諸問題 (4) 遺産分割事件、寄与分事件及び特別の寄与事件の処理に関する諸問題(法改正後の対応を含む。) (5) 当事者対応における留意事項 (6) その他困難な家事調停事件の処理に関する諸問題	各家庭裁判所の家事調停委員(主に在任期間が二、三年の者を対象) 各家庭裁判所の定める人数
③	家事調停委員ケース研究会	(1) 夫婦関係調整に関する事例 (2) 子の監護養育に関する事例	各家庭裁判所の家事調停委員(既に家事調停委員研究会への

		(3) 婚姻費用分担に関する事例 (4) 遺産分割、寄与分及び特別の寄与の処理に関する事例（法改正後の対応を含む。） (5) その他複雑困難な事例	参加経験のある者など、経験豊富な者を対象) 各家庭裁判所の定める人数
④	参与員研究会	(1) 人事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 家事審判事件の処理に関する諸問題	各家庭裁判所の参与員候補者（主に一定の経験を積んだ者を対象) 各家庭裁判所の定める人数
⑤	家庭裁判所家事実務研究会	(1) 家事調停事件の適正妥当な処理を図るため、家事調停委員が留意すべき事項 (2) 家事審判事件及び人事訴訟事件の適正妥当な処理を図るため、参与員が留意すべき事項 (3) 家庭裁判所の紛争解決機能の強化に向けた家事調停事件と家事審判事件及び人事訴訟事件の運営における連携の在り方	(1) 各家庭裁判所の家事事件及び人事訴訟事件担当の裁判官、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官 各家庭裁判所の定める人数 (2) 各家庭裁判所の参与員候補者及び家事調停委員（主に各庁において指導的、中心的な役割を果たしている者を対象) 各家庭裁判所の定める人数
⑥	新任参与員研修会	(1) 参与員制度のあらまし (2) 参与員としての役割及び心構え (3) 参与員として必要な家事事件手続き法及び人事訴訟法の基礎知識	各家庭裁判所において、平成32年1月1日付けで新たに選任された参与員候補者及びこれに準ずる者